

市・県民税の税制改正 についてお知らせします

納税は便利な口座振替
をおすすめします



平成 18 年度市・県民税の納税通知書を 6 月中旬に該当の人に送付させていただきます。第 1 期の納期限は 6 月 30 日ですので、期限内の納付にご協力をお願いします。

さて、平成 18 年度の市・県民税の算出において、以下のような改正がおこなわれました。

- **高齢者（65 歳以上の人）の税負担の改正**
- **継続されていた定率控除の 18 年度からの段階的廃止**
- **配偶者への均等割全額課税**

詳細については下記を参照してください。

重ねて市民のみなさんのご理解ご協力をお願いします。なお、税についての疑問や納税のご相談等がございましたら、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】（税額に関することは）税務課市民税係（☎ 82-1125）
（納税のご相談に関することは）税務課収納係（☎ 82-1126）

高齢者（65 歳以上の人）の税負担の改正

○ 老年者控除の廃止

65 歳以上の人で合計所得金額が 1 千万円以下の人に適用されていた 老年者控除 48 万円 が廃止されました。

○ 公的年金の控除額の引き下げ

65 歳以上の人で公的年金の所得の計算方法が変更されました。これまでは最低 140 万円の控除がありましたが 120 万円に引き下げられました。

○ 老年者非課税措置を段階的に廃止

これまで 65 歳以上で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は市・県民税が非課税でしたが、平成 18 年度からは課税されます。ただし、経過措置として、平成 17 年 1 月 1 日において 65 歳以上（昭和 15 年 1 月 1 日以前生まれ）で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は、今年度は市・県民税の 3 分の 2 が減額されます。

※この経過措置は、平成 19 年度は 3 分の 1 が減額され、平成 20 年度からは廃止されます。

定率控除の段階的廃止

平成 17 年度までは、市・県民税の所得割を計算する際に、定率控除として所得割額の 15%（上限 4 万円）が減税されていましたが、平成 18 年度はこの定率控除が以前の 1/2 の 7.5%（上限 2 万円）に変更になり、平成 19 年度からは廃止されます。

配偶者への均等割全額課税

均等割は、一定の金額以上の所得がある人に一律に負担していただくもので、年額は市民税 3,000 円、県民税 1,500 円（うち森林づくり県民税 500 円）です。平成 16 年度までは、均等割を納める夫と同じ市内で生計を一にしている妻には、この均等割はかかりませんでしたが、平成 17 年度からは一定の所得をこえれば妻にもかかるようになりました。平成 17 年度は経過措置として 1/2 の減額となっていたが、平成 18 年度からは夫と同じように全額かかるようになります。

65 歳以上の方の 国民健康保険料にも 影響があります

仮に前年度と同じ収入でも、公的年金控除額が引き下げられたため **国民健康保険料も高くなります。**ただし、激変緩和措置として平成 17 年 1 月 1 日現在において 65 歳に達していた方で平成 17 年度分の市・県民税の算定で公的年金控除の適用を受けていた方は保険料算出の際に控除が適用されます。【問い合わせ先】健康増進課 ☎ 82-1177